

第11回京都府薬事支援セミナー（2025.10.24）
医療系イノベーションにおける知的財産の役割
『ビジネス×知財＝攻める・守る』

特許庁審査第三部 環境化学上席審査長 高岡裕美

（前・大阪大学大学院医学系研究科メディカル・ヘルスケア知財戦略室長）



- 1 知的財産の制度概要
- 2 ビジネス×知財＝攻める・守る（概論～ライフサイエンス）
- 3 ビジネス×知財＝攻める・守る（医療機器）
- 4 特許庁：中小企業・スタートアップ向け支援

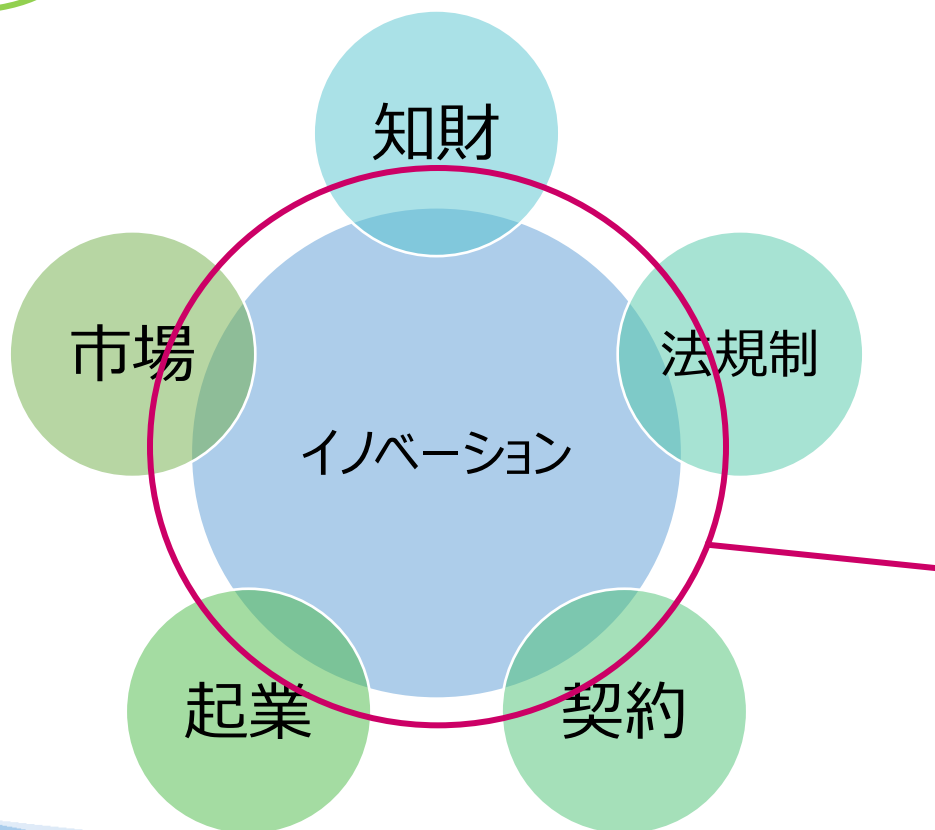
知的財産の制度概要

なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

知財ってよく知らないし
面倒くさそう。。



知財はイノベーションの社会実装に必要なリテラシーのひとつ
と考えると分かりやすいです



イノベーション・リテラシー

なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

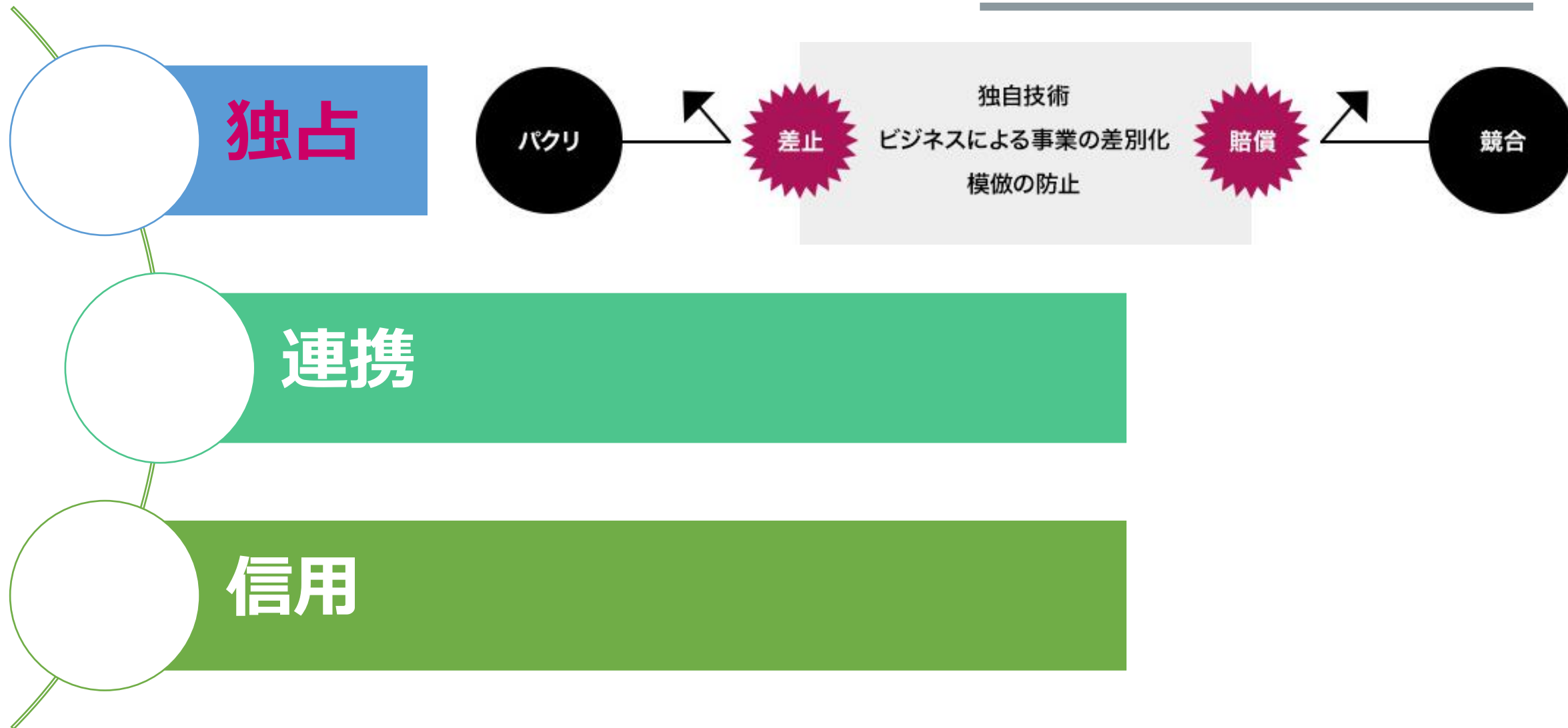
独占

The diagram consists of three horizontal bars stacked vertically. Each bar has a colored circle on its left side, connected to the bar by a thin line. The top bar is blue with a blue circle and the text '独占' (Monopoly). The middle bar is green with a green circle and the text '連携' (Collaboration). The bottom bar is olive green with an olive green circle and the text '信用' (Credit). The circles are connected by a vertical line, suggesting a flow or relationship between the concepts.

連携

信用

なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

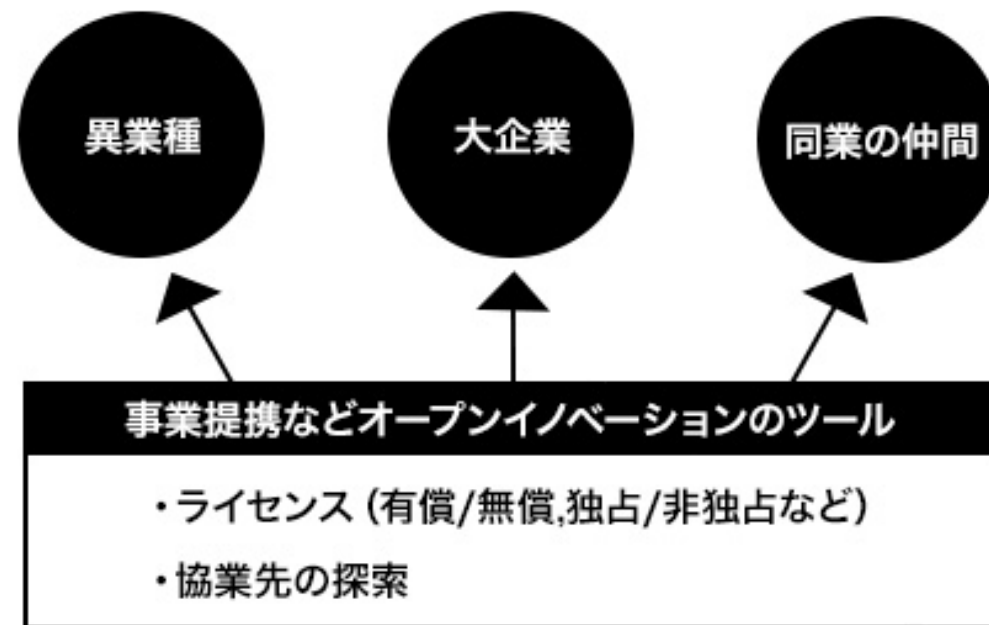


なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

独占

連携

信用



なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

独占

連携

信用



- ・資金調達やM&Aの評価
- ・ブランド、技術力の裏付け
- ・競合の攻撃を抑え事業維持

クロスライセンス

デューデリ対応

広告・宣伝



競合
知財

ユーザー

大企業
CVC

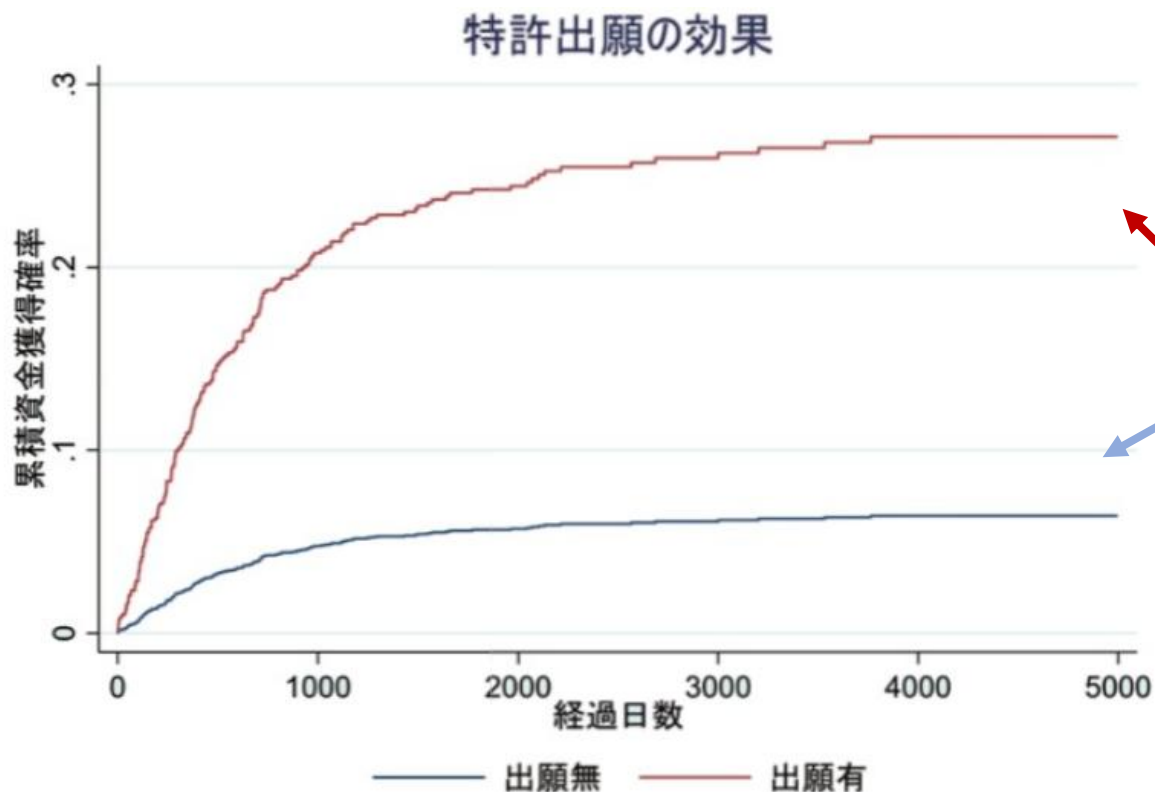
VC

なぜ知的財産がビジネスに必要なのか？

スタートアップにとって【技術的な強み＝超重要な資産】

→他社にマネされるとビジネスの優位性を失います

→特許出願すると投資家にとって安心材料となり早期に資金獲得しやすいメリットがあります



★特許出願の有無で資金獲得確率で4倍以上の差が出るとの調査結果も！

知的財産ってどんなもの？

知的財産：＝財産的価値を有する『情報』

→情報管理と契約によって、保護・活用が可能！

- 臨床研究データ
- 顧客リスト、販売データ
- 製造ノウハウ
- AIアルゴリズム（学習済）
- 非臨床試験データ
- 医療現場のニーズ
- AI用教師データ（アノテーション付データ）

医療現場ニーズは
発明のネタ宝庫
＝財産的価値大

知的財産「権」：

法令（特許法など）により権利として保護される知的財産

- 発明：特許権
対象：新しい器具・装置、測定方法、アルゴリズム等
- 考案：実用新案権（新しい形状等）
対象：器具、装置の形状・構造等
- 意匠：意匠権（新規性の高いデザイン）
対象：機器のデザイン、ステントの形状※等
- 著作物：著作権（文化的創造物）
対象：医療機器プログラム（プログラムコード）等
- 商標：商標権（商品等のブランドネーム）
対象：医療機器の商品名等

権利とすることで
模倣を排除できるし
参入障壁を作れたり
ライセンスとして売買
できるのです

【バイオ・生物系での例】

- タンパク、抗体、DNA、菌株
- 疾患Aマーカー(癌転移等)
- 疾患Aの遺伝リスク検出方法
- A遺伝子の機能を欠損させた
ノックアウトマウス
- 多能性幹細胞から分化細胞
を作製する方法

※ステントについては必ずしも意匠権だけではなく、
特許や実用新案権、立体商標で権利化するケースもある

営業秘密

不正競争防止法上の保護対象

知的財産ってどんなもの？



1. 特許権（発明）

例：スマホの筐体の加工／5G通信技術／
アプリのサービス・UI

2. 意匠権（デザイン）

例：スマホの形状／スマホに記録された
画像デザイン（ウェブサイト、映画やゲ
ームの画像、ウェブを介するソフトウェ
ア画像等は対象外）

3. 商標権（ブランド）

例：スマホのブランド名／アプリのサー
ビス名

特許権は出願日から起算して20年

出願

登録

20年

意匠権は出願日から起算して25年

出願

登録

25年

商標権は登録日から起算して10年

出願

登録

10年

更新

10年

更新

出願から権利化まで（特許）



出願から権利化まで（意匠）



出願から権利化まで（商標）



出願から権利化まで（商標）

ステップ01 確認すべき 商標は？

調べるべき商標は以下の4つです。



会社名や商品・サービス名を優先。次にロゴをチェック。

ステップ02 他者の権利に なっていないか チェックしよう

「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」を使って調べることができます。



[J-PlatPatの使い方（動画）\(MP4:22.5MB\)](#)

[J-PlatPatの使い方（説明資料）](#) 商標を検索してみましょう

同一・類似の商品・サービスについて、他者の登録商標と似ている社名・商品名は、使用できません。

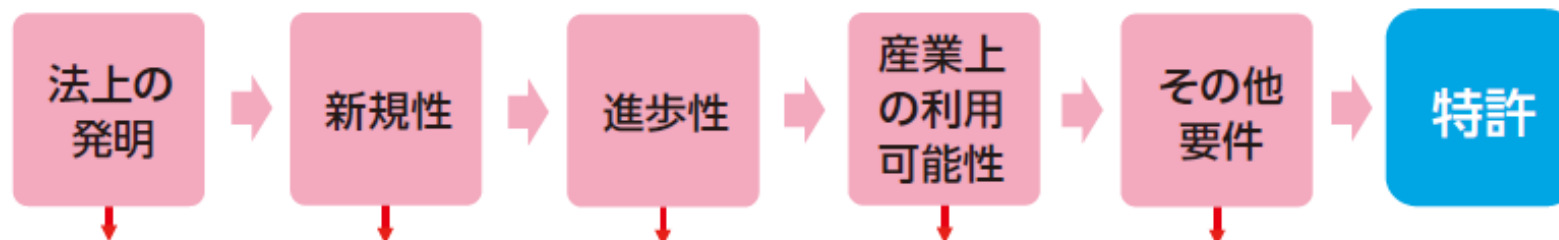
商標は、必ず「指定商品・指定役務」とのセットで考えます。

登録された指定商品・役務の範囲で権利が発生します。

		商品・サービス	
		同一・類似	非類似
商標	同一・類似	 商標権侵害	OK
	非類似	OK	OK

特許として認められる発明とは？

特許を受けるための要件の概要

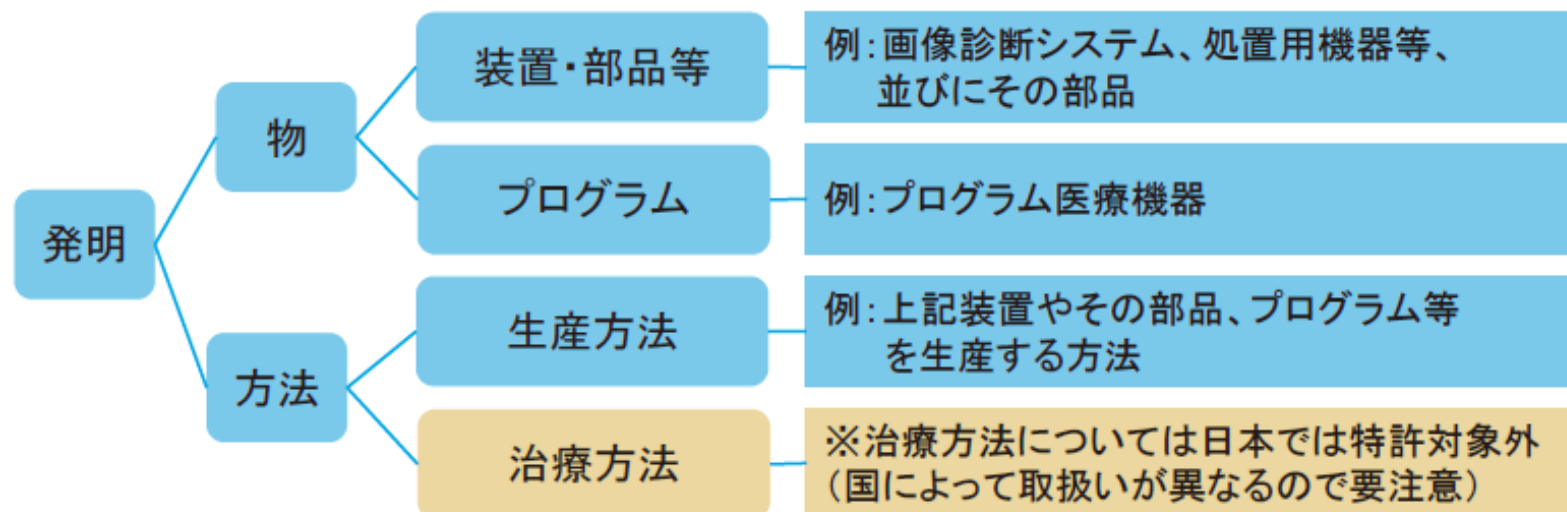


(上記要件を満たさない場合) 特許を受けることができない

出典：特許庁ホームページ「審査基準 第III部 特許要件」に基づき作成

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0000.pdf

特許の保護対象である「発明」の分類

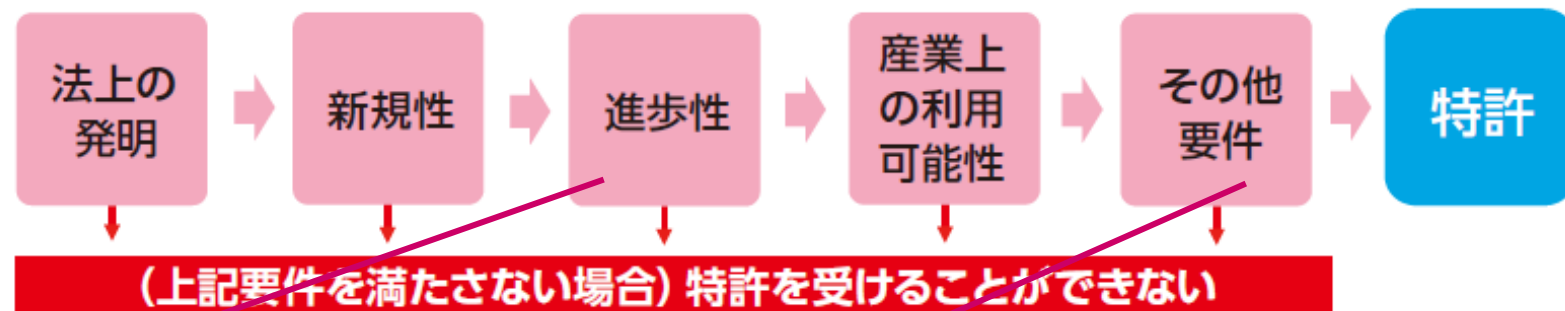


出典：特許庁ホームページ「審査基準 第III部 第1章 発明該当性及び産業上の利用可能性」に基づき日医総研が作成

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0100.pdf

特許として認められる発明とは？

特許を受けるための要件の概要



公知技術を組み合わせた発明でも
有利な効果があれば
進歩性が認められやすくなります

再生医療やバイオ分野など先進的な発明では
「明確性」「実施可能要件」「サポート要件」の観点を
クリアすることが重要です

【よくある例】

- ★明確性：権利範囲を明確に把握できない場合
- ★実施可能要件：内容説明が不十分で権利範囲の（少なくとも一部では）発明が実施できない場合
- ★サポート要件：権利範囲が出願内容に比べて広すぎる場合

どの範囲までが発明者として含まれるの？

◆「発明者」とは？

発明者＝当該発明の創作行為に現実に加担した者だけ

（単なる補助者、助言者、資金の提供者あるいは単に命令を下した者は発明者となりません）

◆「共同発明者」とは？

発明は技術的思想の創作ですので、実質上の協力の有無は専らこの観点から判断されます

（思想の創作自体に関係しない者、たとえば、単なる管理者・補助者又は後援者等は共同発明者にはなりません）

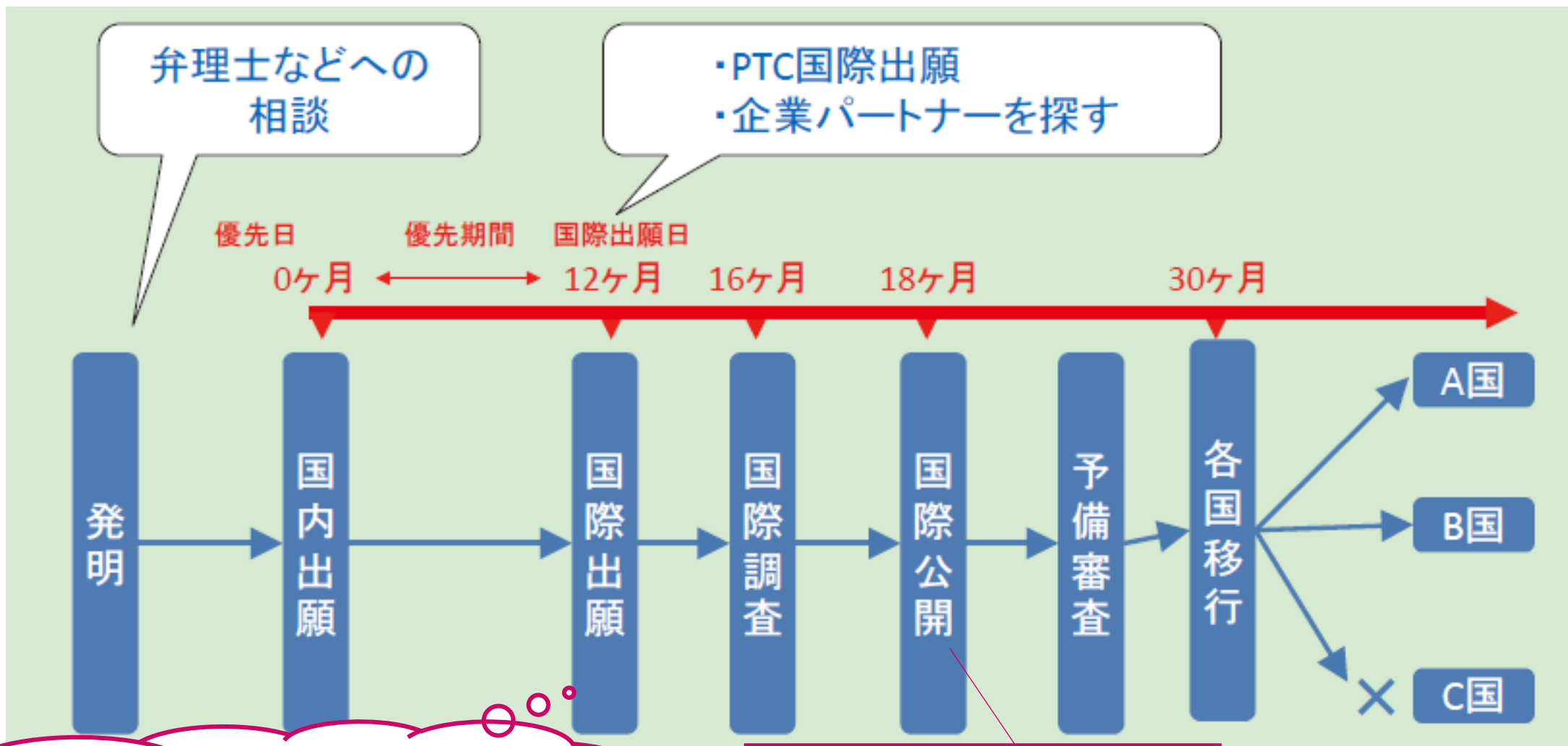
例①～③は発明者・共同発明者にならない例です：

例① 部下の研究者に対して一般的管理をした者、例えば、具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（単なる管理者）

例② 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者（単なる補助者）

例③ 発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者（単なる後援者・委託者）

海外に出願する場合（PCT出願）



海外に出願するには国内出願から
1年以内の手続きが必要です

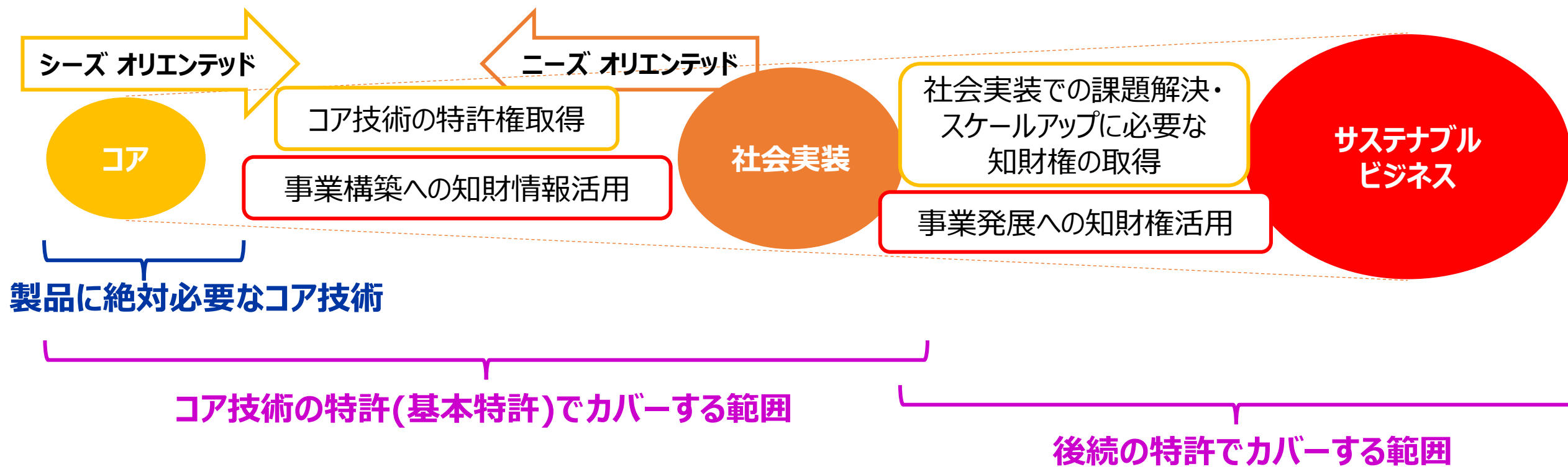
審査官の国際調査レポート付き
⇒各国移行に進むか判断材料

ビジネス×知財＝攻める・守る（概論～ライフサイエンス）

WHAT

中小・スタートアップに必要な知的財産戦略って何？

- ◆ **Basic**: 「コア技術」を「社会実装」に導くため **知的財産を創出** する戦略
- ◆ **Advanced**: 「社会実装」を「持続ナブル」にするため **知的財産を利用** する戦略



WHEN

HOW

いつ・どのように知財戦略を始めたらいいの？

「なる早」です

① アイデア～コア技術創出時

- ・社会実装に必要な要素を多面的に想定
- ・特許はアイデアを保護する制度なのでアイデア段階からの記録づけは重要

・**アイデアの新規性調査**◎

② 社会実装の検討時

- ・コア技術～社会実装に向けて必要となる知財を検討
 - ⇒事業がピボットする可能性も踏まえて検討
 - ⇒商標・意匠でも権利化が必要か検討

③ 特許出願

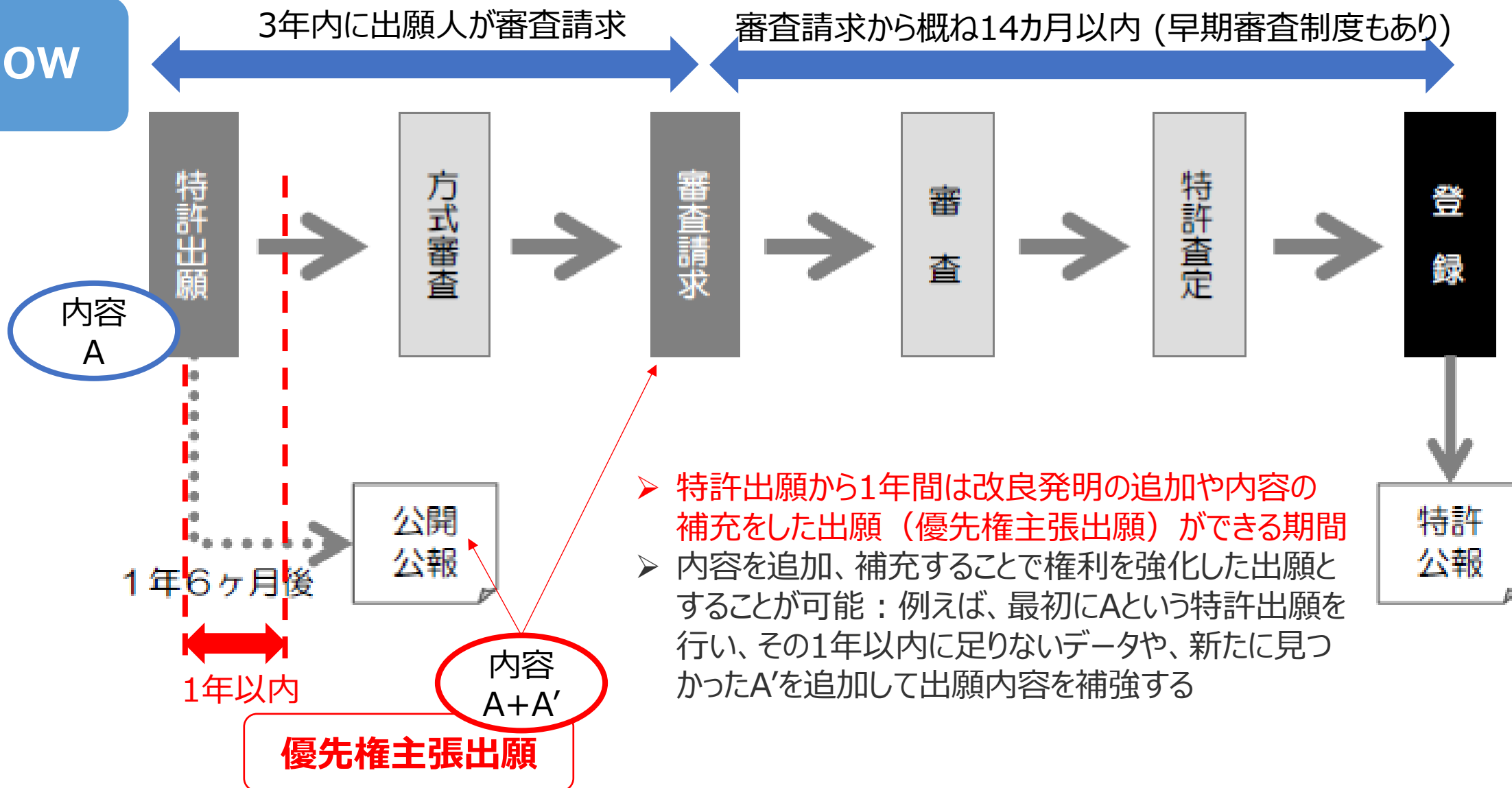
- ・出願内容は公開される
 - ⇒何を特許として出願し、何をノウハウとして秘匿するか振分け
 - ⇒可能なら同業他社の知財情報もチェック

【特許はアイデアを保護する制度⇒アイデア出しの時期から知財戦略を始めるのがおススメ】

WHEN

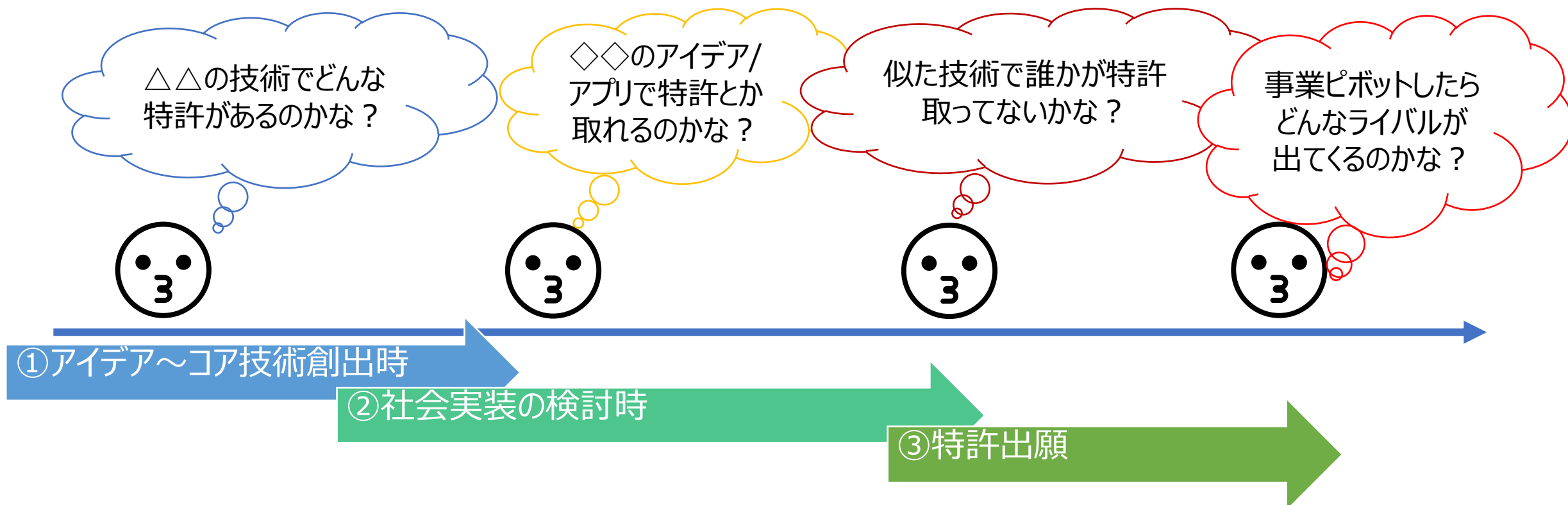
HOW

特許出願後にデータや内容の追加は可能なの？



先行技術調査におススメのDB

DB	特徴
J-PlatPat https://www.j-platpat.inpit.go.jp/	・日本・海外の特許/意匠/商標の検索が可能 ・日本語で検索可能



HOW

先行技術調査におススメのDB

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
操作マニュアルにアクセスできます



がっつり調べたいならタブをクリック

ヘルプデスク
(平日9:00-21:00)

03-3588-2751
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English

サイトマップ

ヘルプ一覧



独立行政法人
工業所有権情報・研修館

特許・実用新案

意匠

商標

審判

！ 重要なお知らせが2件あります

閉じる

2023/12/20 [【一部サービス停止】2024年1月19日\(金\)21:00~2024年1月21日\(日\)21:00\(予定\) 特許・実用新案の検索機能を停止します。](#)

2023/10/13 [【その他】特許・実用新案検索で、検索オプション「出願日」「登録日」等や、検索キーワード「申請人識別番号」等を指定したい場合の注意事項について。](#)

更新履歴

簡易検索

ヘルプ

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。検索対象は [こちら](#) をご覧ください。

分類・日付等での詳細な検索をされる場合は、メニューから各検索サービスをご利用ください。

☒ 四法全て ☐ 特許・実用新案 ☐ 意匠 ☐ 商標

☒ 自動絞り込み

?

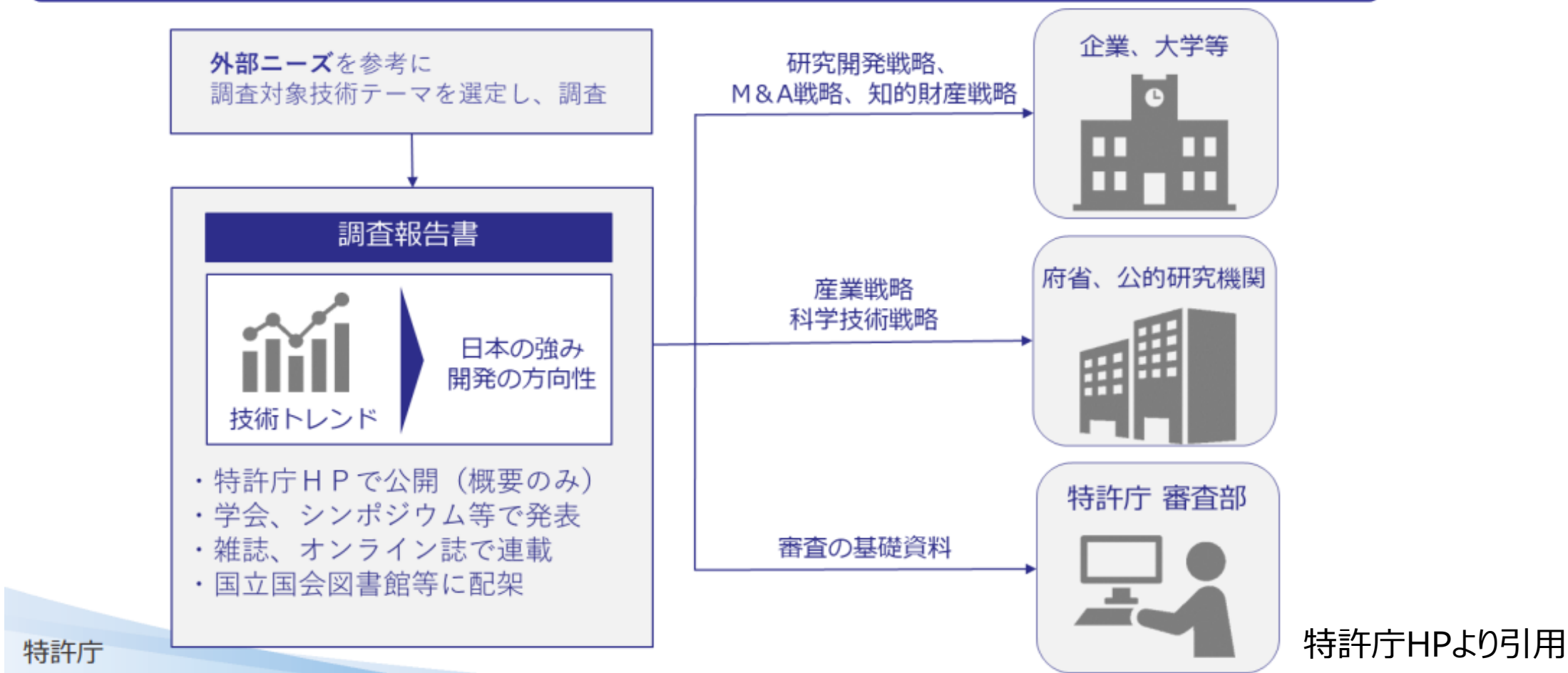
例1)人工知能 例2)2019-00012X

検索

キーワードを入れて調べられます

知財戦略には「特許出願技術動向調査」もおススメ

- 「特許出願技術動向調査」は、注目度の高い技術テーマを対象に、その特許出願動向等を調査して技術トレンドをつかみ、日本の研究開発の方向性を見定めるもの。
- 調査結果は報告書としてまとめられ、迅速・的確な審査の基礎資料として、また、企業・大学・研究機関等が研究開発戦略等を策定するための基礎資料として活用される。



令和6年度（予定）

令和元年度以降のテーマ・概要は特許庁HPで公開中

令和6年度は以下のテーマの調査を予定しております。

ただし、予算状況や調査の詳細を検討する過程で、テーマ数の見直しやテーマ名の変更を行う可能性があります。

- 
- （一般）ペロブスカイト太陽電池関連技術
 - （一般）偏光板関連技術
 - （機械）可燃性冷媒を用いたシステム（漏洩対策、圧縮機の制御等）
 - （化学）mRNA医薬
 - （電気・電子）メタバース時代に向けた音声・音楽処理

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

令和5年度

[令和5年度分野別特許出願技術動向調査を取りまとめました](#)（全5テーマの概要をご覧ください）

- 
- （一般）[パッシブZEH・ZEB（PDF：3,662KB）](#)
 - （機械）[ドローン（PDF：9,333KB）](#)
 - （化学）[全固体電池（PDF：6,485KB）](#)
 - （電気・電子）[ヘルスケアインフォマティクス（PDF：7,593KB）](#)
 - （分野横断）[量子計算機関連技術（PDF：5,402KB）](#)

令和4年度

[令和4年度分野別特許出願技術動向調査を取りまとめました](#)（全5テーマの概要をご覧ください）

令和4年度調査については、令和5年7月に行われた講演の録画・スライド資料もご覧ください。

- 
- （一般）[LiDAR（PDF：5,533KB）](#)、[講義動画（0:26:26）（MP4：374MB）](#)、[講演スライド（PDF：3,197KB）](#)
 - （機械）[スマート物流（PDF：6,592KB）](#)、[講義動画（0:35:24）（MP4：660MB）](#)、[講演スライド（PDF：1,605KB）](#)
 - （化学）[ヒト幹細胞関連技術（PDF：9,668KB）](#)、[講義動画（0:29:52）（MP4：483MB）](#)、[講演スライド（PDF：3,032KB）](#)
 - （電気・電子）[ミリ波帯のMIMO及びアンテナ技術（5Gへの応用を含む分析）（PDF：7,984KB）](#)、[講義動画（0:29:07）（MP4：481MB）](#)、[講演スライド（PDF：4,216KB）](#)
 - （分野横断）[カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術（製造から利用まで）（PDF：24,167KB）](#)、[正誤表及びデータの更新について、講義動画（0:28:01）（MP4：428MB）](#)、[講演スライド（PDF：4,387KB）](#)

HOW

創薬・医療機器関連の調査テーマ

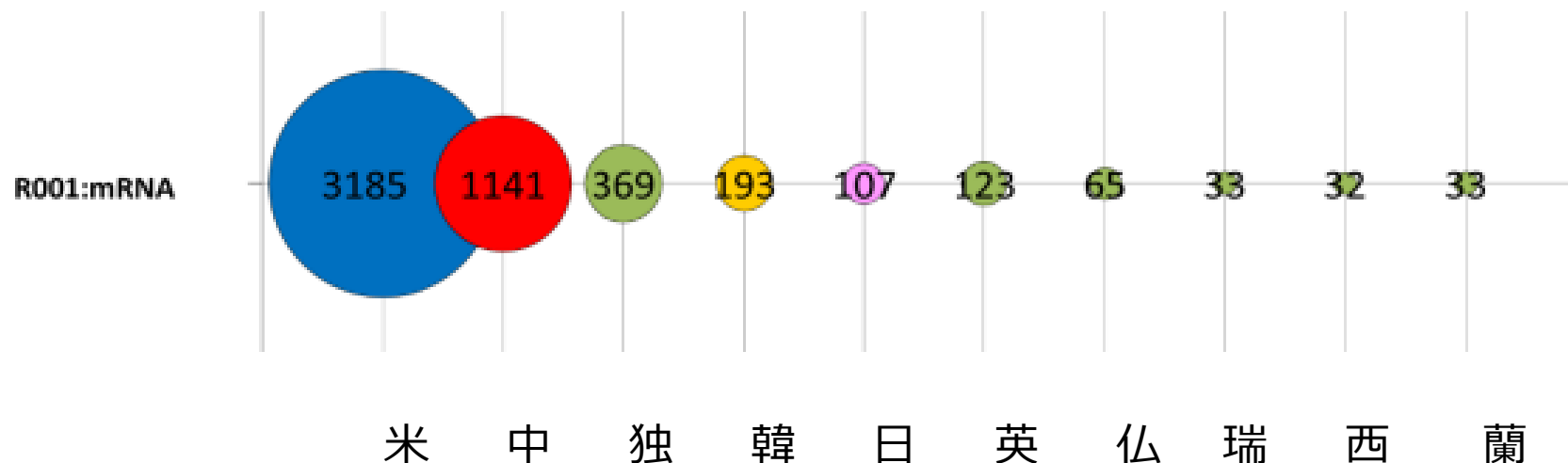
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

	特許出願技術動向調査	ニーズ即応型技術動向調査
令和6年度	・mRNA医薬	
令和5年度	・ヘルスケアインフォマティクス	
令和4年度	・ヒト幹細胞関連技術	
令和3年度	・手術支援ロボット ・ウイルス感染症対策	・リポドミクス ・免疫クロマト法 ・ヘルスケア情報システム
令和2年度	・触覚センシング ・中分子医薬 ・撮像装置における画像処理	・画像診断機器におけるAIの応用 ・バイオレメディエーション ・抗菌・抗ウイルス素材 ・嫌気性細菌処理技術
令和元年度	・福祉用具 ・マテリアルズ・インフォマティクス ・AIを用いた画像処理	・超音波画像診断技術 ・ゲノム編集 ・バイオプロセス ・口腔内崩壊錠
平成30年度	・人工関節 ・パワーアシストスーツ ・がん免疫療法	

【要約版コンテンツ】

- 第1章 mRNA医薬の概要
- 第2章 市場環境
- 第3章 政策動向
- 第4章 特許動向
- 第5章 研究開発動向
- 第6章 総合分析

【技術区分別-出願人国籍別パテントファミリー件数】



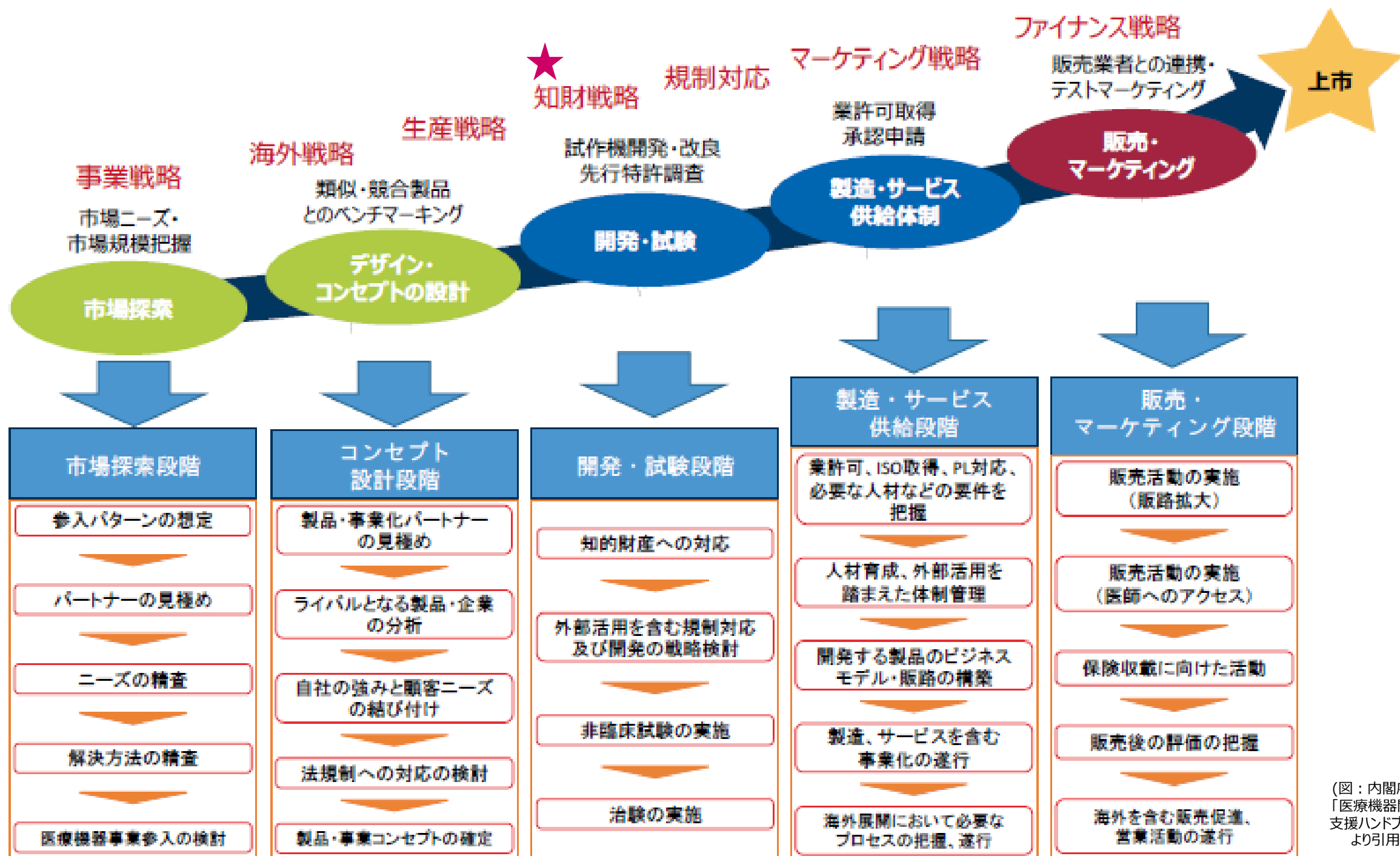
★右上はRNA種類別のパテントマップ抜粋：要約版には医薬用途別・疾患別などのパテントマップも掲載

★パテントマップは、特許情報を視覚的に整理し、特定の技術分野や市場の動向を把握するためのツール

→特許DB（J-PlatPatなど）からキーワード・出願人・技術分野などから特許情報を検索して作成

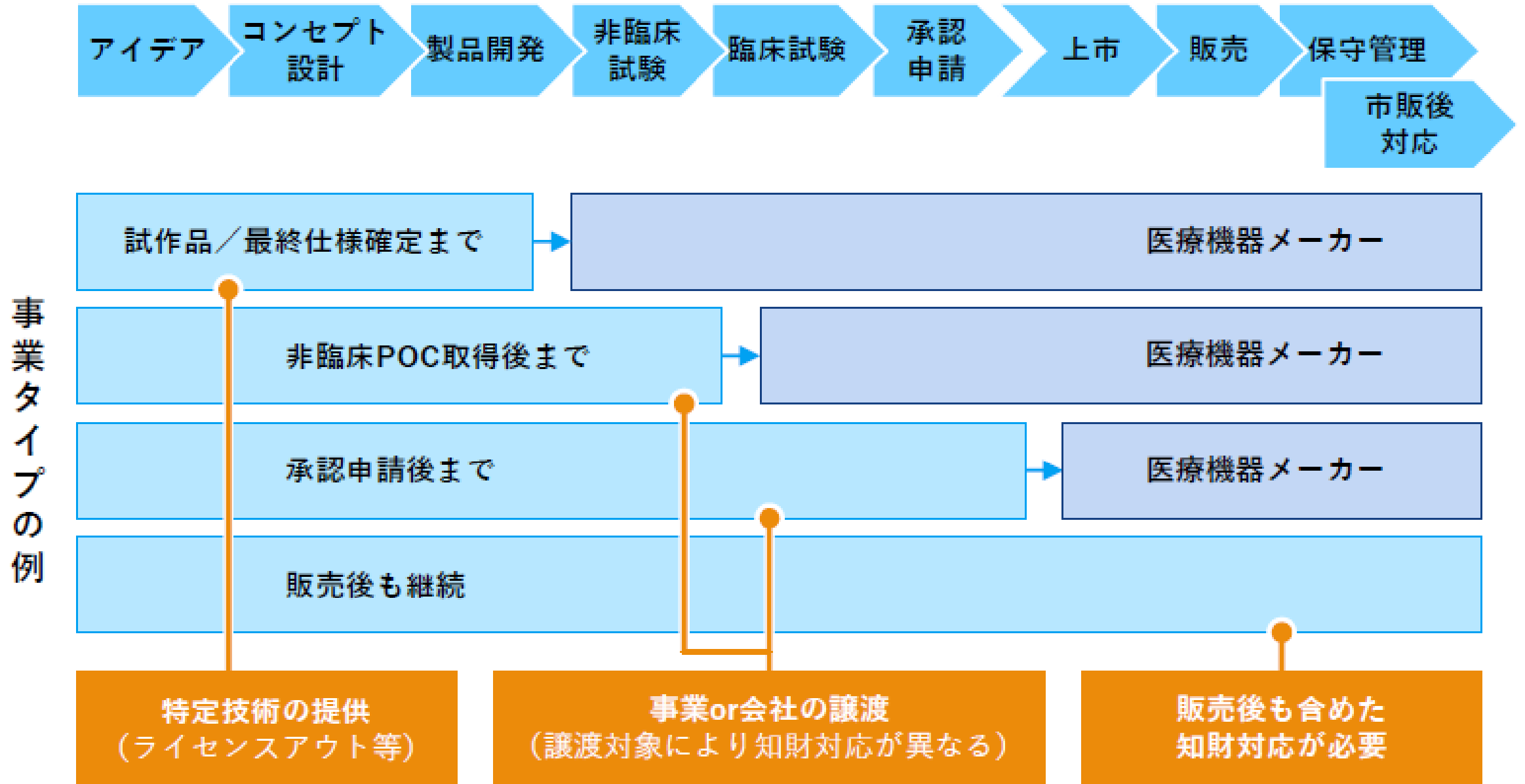
→競合分析・技術トレンド把握・特許ポートフォリオ評価など、目的によって情報の提示形式が異なります

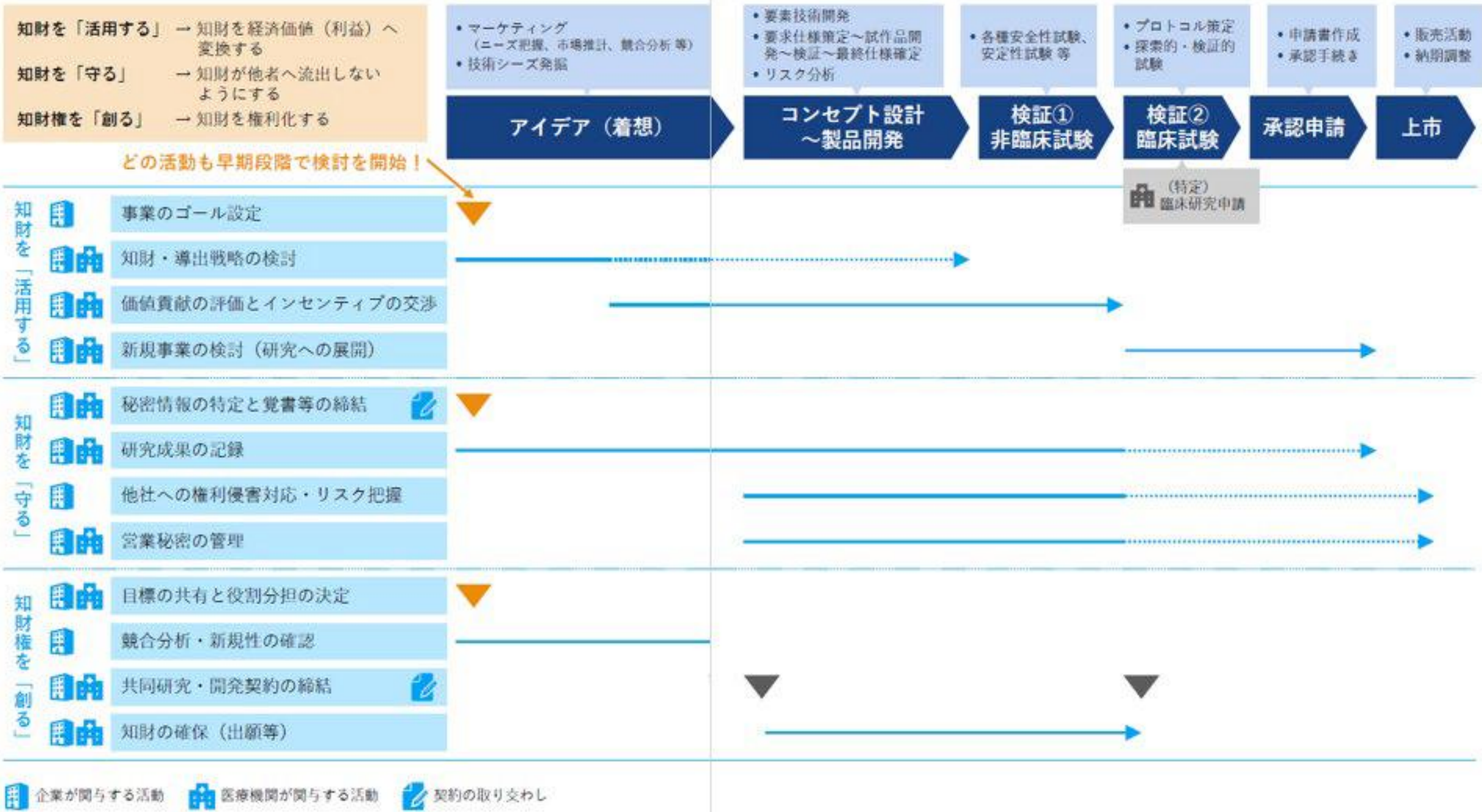
ビジネス×知財＝攻める・守る（医療機器）



(図：内閣府他「医療機器開発支援ハンドブック」より引用)

医療機器：SUの出口戦略によって知財戦略も変わります





(図：AMED「医療機器開発における知財対策ガイドブック」より引用)

WHEN

HOW

チェック項目			チェック時期						
 企業が関与する活動	 医療機関が関与する活動		チェック欄	アイデア	コンセプト設計・製品開発	検証①（非臨床）	検証②（臨床）	承認申請	上市
知財を「活用する」	 自社の事業のゴールが設定できていますか	☐		▼					
	 事業のゴールに向けて知財・導出戦略を検討していますか	☐	→	→					
	 互いの価値貢献の評価方法は決まっていますか	☐		→	→				
	 知的財産の新規事業・新たな研究への展開を検討していますか	☐				→	→		
知財を「守る」	 秘密情報を特定し、覚書を締結しましたか	☐	▼						
	 アイデア出し～研究開発までの成果を記録していますか	☐	→	→	→	→	→	→	
	 他社への権利侵害対応・リスク把握は出来ていますか	☐		→	→	→	→	→	→
	 営業秘密の管理方法を決めていますか	☐		→	→	→	→	→	→
知財権を「創る」	 共同研究の目標と役割を共有しましたか	☐	▼						
	 競合分析を行い、新規性を確認できていますか	☐	→	→					
	 後々トラブルが発生しないよう、共同研究契約を締結しましたか	☐		▼	▼				
	 知的財産権の確保手段、権利範囲を検討していますか	☐		→	→				

(図：AMED「医療機器開発における知財対策ガイドブック」より引用)

WHEN

アイデア期から検討開始するプロセス

HOW

IPO ? M & A?

医療機関・他企業とニーズ・アイデア・データ等のやり取りを行う場合



自社の事業のゴールが設定できていますか



事業のゴールに向けて知財・導出戦略を検討していますか

いつ発案したか？
という記録は大事



アイデア出し～研究開発までの成果を記録していますか

コア技術～社会実装アイデアが出てきたら

コア～社会実装を特許として権利化する想定での
先行技術調査が必要



競合分析を行い、新規性を確認できていますか

コア

社会実装



秘密情報を特定し、覚書を締結しましたか

具体的に共同して
研究・開発に進む場合



共同研究の目標と役割を共有しましたか



互いの価値貢献の評価方法は決まっていますか



後々トラブルが発生しないよう、共同研究契約を締結しましたか

秘密保持契約書・共同研究契約書のひな型は共創機構のHPにあります
<https://www.ccb.osaka-u.ac.jp/policy/>

WHEN

コンセプト設計・製品開発期以降に
検討開始するプロセス

HOW

自社の知的財産で権利化するものは何？
ノウハウ(営業秘密)として秘匿するのは何？



知的財産権の確保手段、権利範囲を検討していますか



営業秘密の管理方法を決めていますか

自社の特許権の取得後



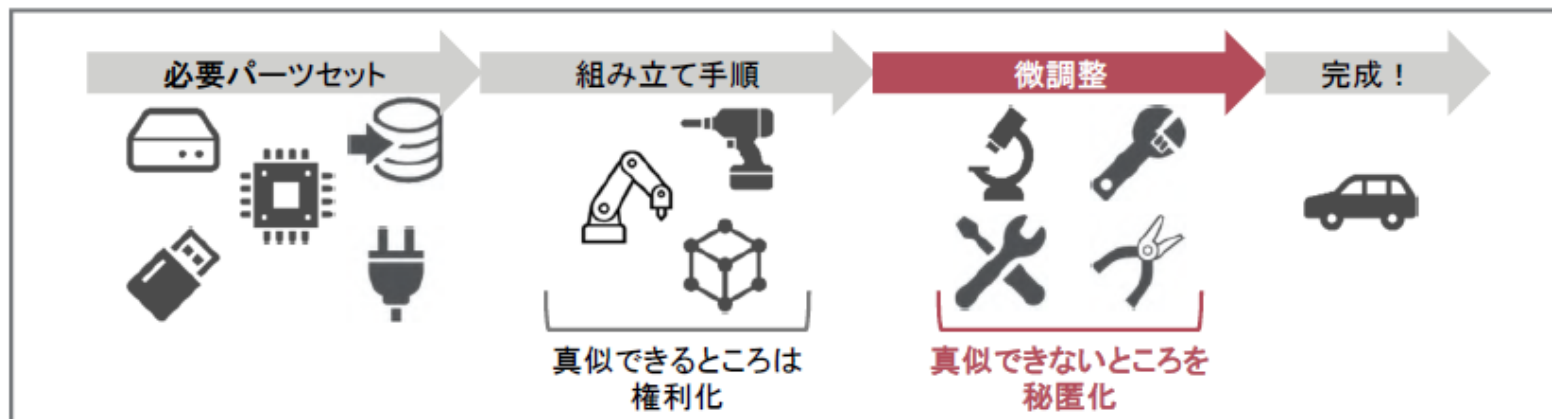
他社への権利侵害対応・リスク把握は出来ていますか

非臨床・臨床での経験を踏まえて



知的財産の新規事業・新たな研究への展開を検討していますか

● 秘匿化するか権利化するかの見極め



WHEN

コンセプト設計・製品開発期以降に
検討開始するプロセス

HOW



知的財産権の確保手段、権利範
囲を検討していますか



営業秘密の管理方法を決めてい
ますか

非臨床・臨床での経験を踏まえて



知的財産の新規事業・新たな研
究への展開を検討していますか

自社の知的財産で権利化するものは何？
ノウハウ(営業秘密)として秘匿するのは何？

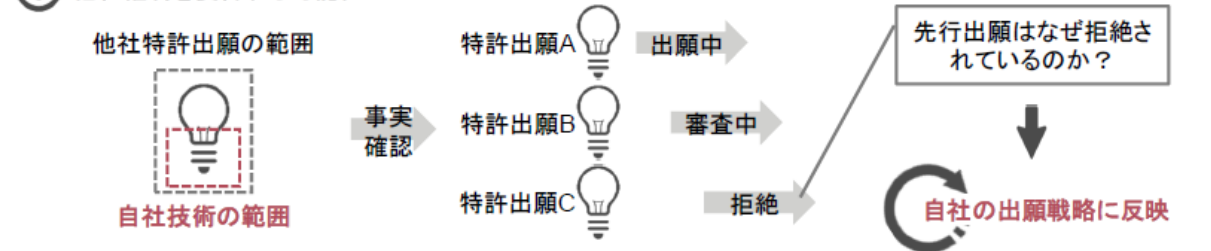
自社の特許権の取得後



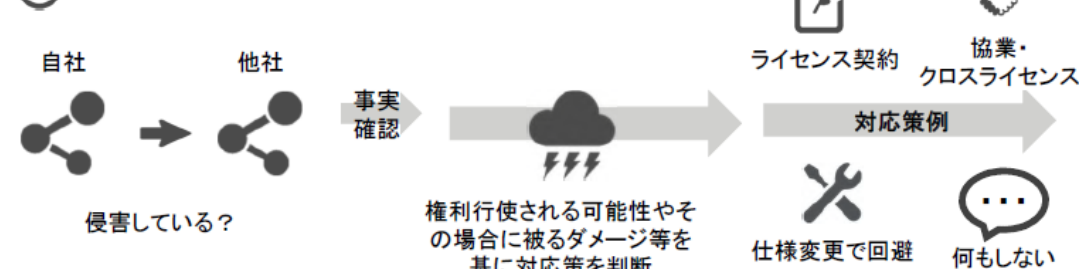
他社への権利侵害対応・リスク
把握は出来ていますか

● 他社権利を侵害する可能性がある場合の対応例

● 権利侵害の可能性があっても状況を正確に把握して自社の出願戦略に役立てる



● 他社権利を侵害する可能性



特許権のライセンス：攻める・守る～オープンイノベーション

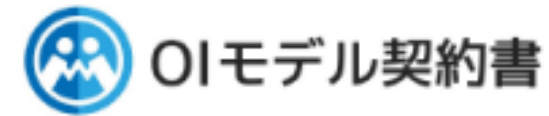
● 他者の特許技術を実施する際の選択肢とそれぞれの特徴

譲受／実施権を得た スタートアップが できること	権利全て譲受	権利一部 譲受	専用実施権	サブライセンス付 独占的通常実施権	独占的 通常実施権	通常実施権
技術の実施	○	○	○	○	○	○
技術の独占	○	△* 他の権利者も 実施可能	○	○* 原則権利者も 実施可能	○* 原則権利者も 実施可能	×
他者への ライセンス	○	△* 他の権利者の 同意が必要	○	○	×	×
他者への差止請求	○	○	○	△* 原則不可	△* 原則不可	×
備考	他より費用が 多くかかる	権利を他者と 共有するため 制約が生じる	特許庁原簿へ の登録が必要 権利者も実施 不可	製品の生産委託や 特許を利用したラ イセンス事業が可	製品の生産委託や 特許を利用したラ イセンス事業が不 可	他より費用が 少なく済む

オープンイノベーションに役立つ情報

事業会社とスタートアップのオープンイノベーション
促進のためのマナーブック

オープンイノベーション促進のためのモデル契約書



オープンイノベーションの社会価値を
最大化したい！



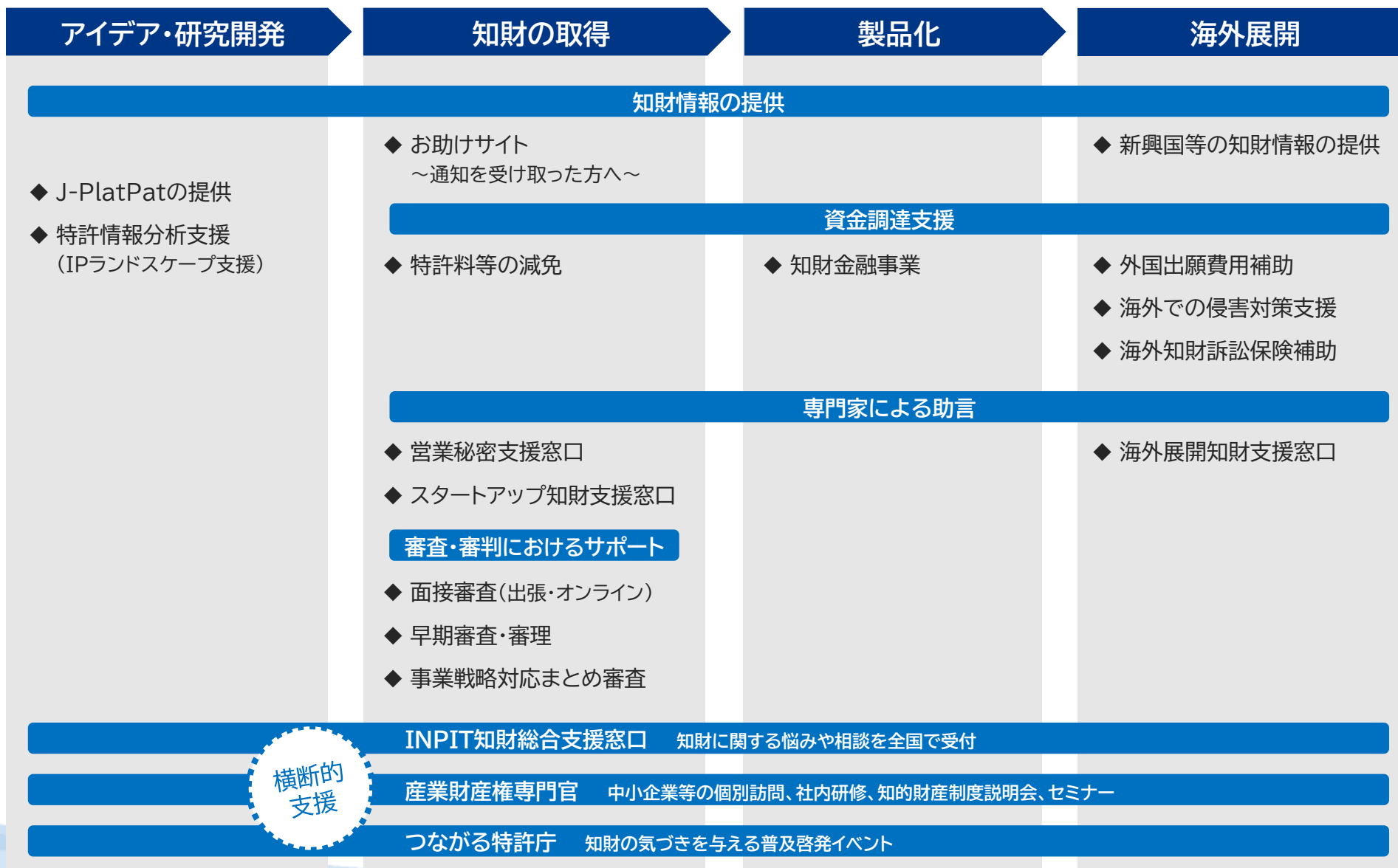
では、どうすれば良いのか？ 悩んだ我々は、
オープンイノベーションの現場をたくさん見てきた事業会社・
スタートアップ・弁護士・ベンチャーキャピタルの方々と
徹底的に議論しました。
なぜ失敗してしまうのか、どうすれば成功できるのか〜。
失敗して、収束して、絞り出したオープンイノベーションの
マナー4箇条がコチラです！！！！！！

オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築にお
いて事業会社・スタートアップの双方が意識すべきポイントを「マナー」として紹
介しています。

従来型の契約例（ひな型）にはなかった具体的な「想定シーン」のもと、従来の常
識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示する契約書の例とな
っています。

特許庁：中小企業・スタートアップ向け支援

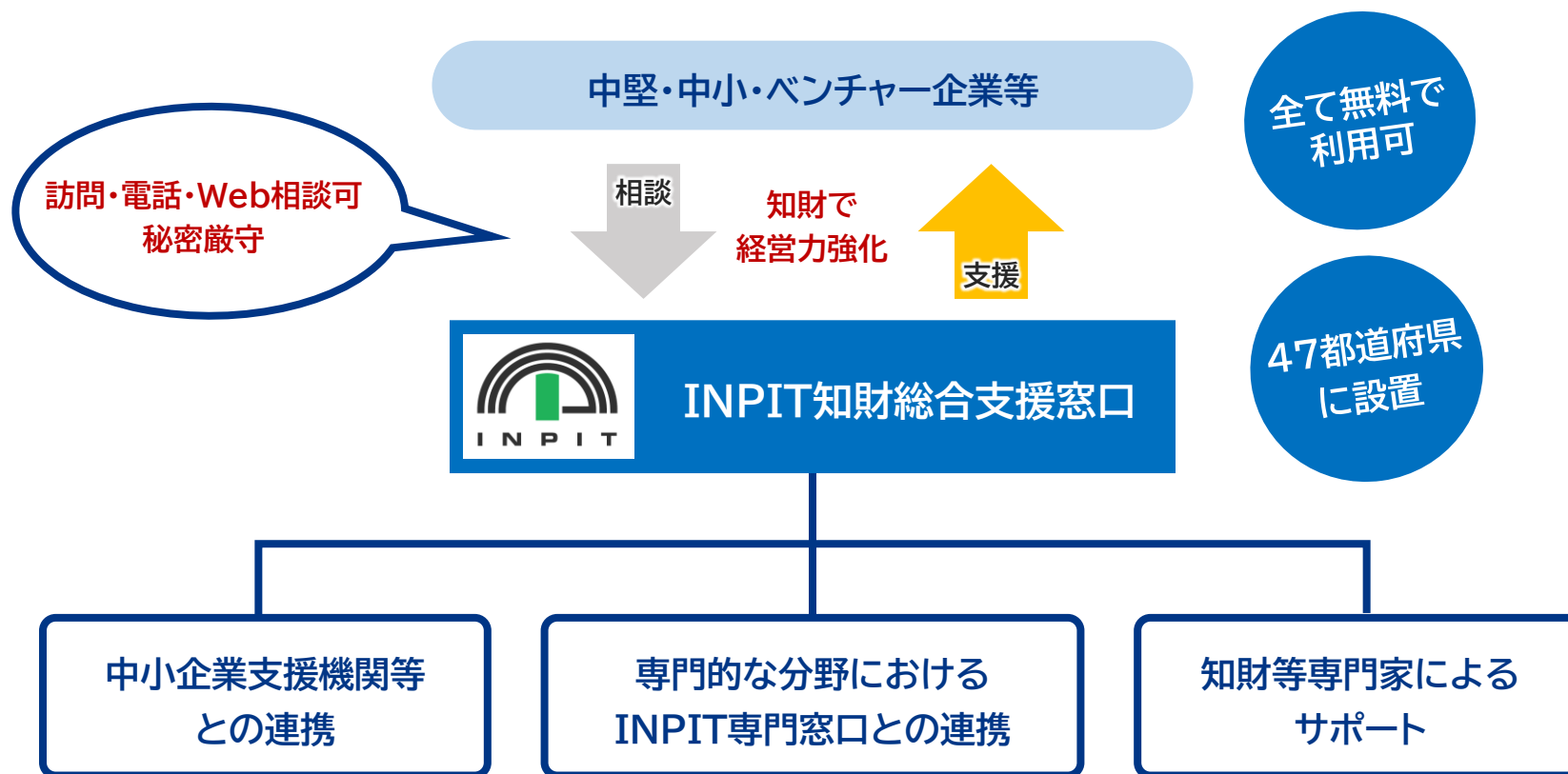
企業の事業フェーズにおける支援施策俯瞰図



横断的
支援

INPIT知財総合支援窓口におけるサービス①

- ◆ 中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「**知的財産**」の側面から解決を図る地域に根付いた支援を行う窓口として、「INPIT知財総合支援窓口」を、47都道府県に設置しています。
- ◆ 経験豊富な支援担当者が弁理士や弁護士などの専門家の活用や関係支援機関との連携により、経営課題の解決に向けて効率的・網羅的な支援を無料で提供しています。▶ 詳細は次ページ参照



INPIT知財総合支援窓口におけるサービス②

中小企業支援機関等との連携

地域の商工会議所、商工会、よろず支援拠点、中小企業支援センター等の支援機関や自治体、金融機関等との連携を図ることで、幅広くきめ細やかな支援の提供を実現しています。

知財等専門家によるサポート

相談者の課題の内容に応じて、弁理士、弁護士、中小企業診断士、ブランド専門家、デザイナー等によるサポートを実施しています。

【INPIT 専門窓口】

営業秘密支援窓口	東京	営業秘密管理や知財戦略に関する相談
海外展開知財支援窓口		海外進出・展開の知的財産面に関する相談
アカデミア知財支援窓口		産学連携活動における知的財産面に関する相談
スタートアップ知財支援窓口		スタートアップに対する知的財産面に関する相談
産業財産権相談窓口		特許庁への出願手続等に関する相談
関西知財戦略支援専門窓口	大阪	営業秘密管理や知財戦略に関する相談、海外進出・展開の知的財産面での支援

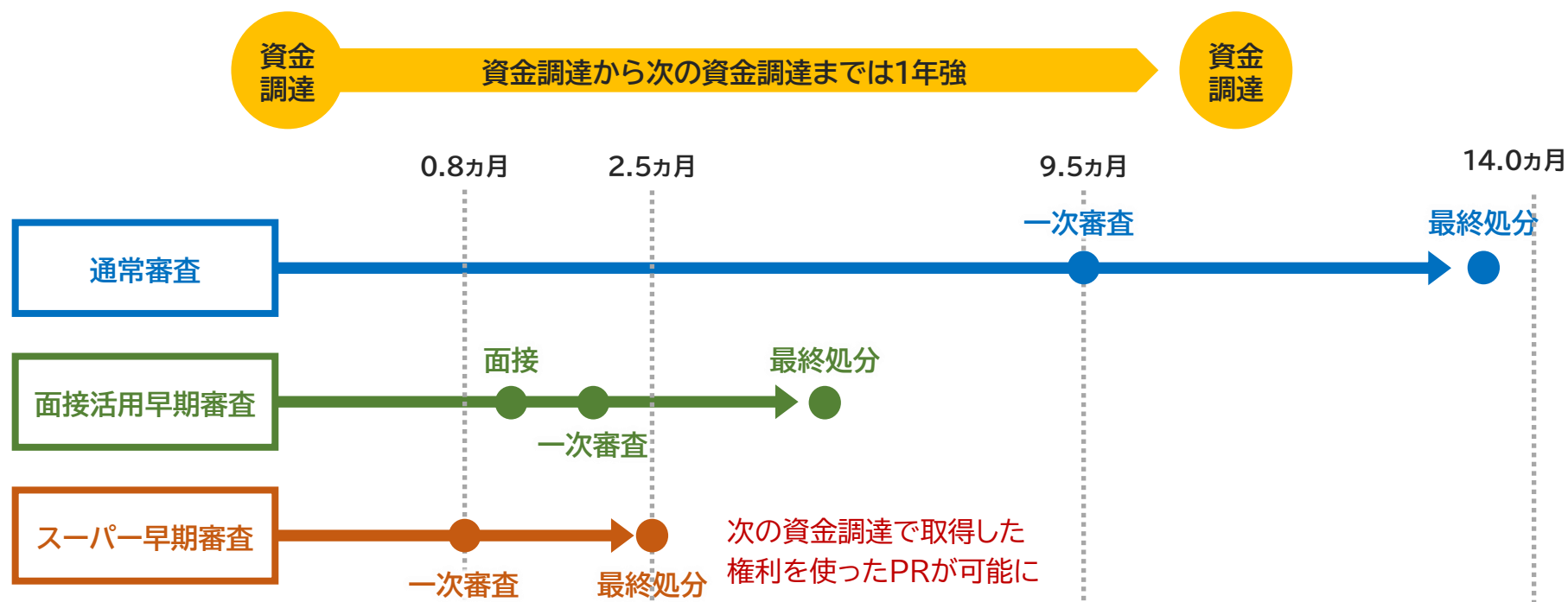
【連携機関】

- ・日本弁理士会
- ・商工会・商工会議所
- ・よろず支援拠点(中小企業の経営相談窓口)
- ・中小機構
- ・金融機関
- ・大学・研究機関
- ・下請かけこみ寺
- ・JETRO
- ・日本規格協会
- ・地方農政局・JATAFF等
- ・地方自治体
- ・公設試験研究機関
- ・中小企業支援センター 等

スタートアップ支援①

スピード

- ◆ 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査ではコミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供しています。
- ◆ とにかく早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応します。



※企業規模要件等あり、数値は全て2023年平均値

※「通常審査」の各期間は「審査請求」を起点に計算

※「面接活用早期審査」、「スーパー早期審査」の各期間は「早期審査に関する事情説明書」の提出を起点に計算

意匠分野でのスタートアップ向け早期審査を開始

- ◆ これまで意匠分野においては、権利化に緊急性を要する実施関連出願、外国関連出願及び震災復興支援関連出願のみが早期審査の対象となっており、スタートアップ企業というだけでは、早期審査の対象とはなりませんでした。
- ◆ 近年、事業の安定性確保やVC 等から資金調達をするため、スタートアップ企業が意匠出願をする例が増えています。
- ◆ これを踏まえ、2025年4月から意匠分野においても、スタートアップ企業による実施関連出願を対象とした早期審査を開始しました。
- ◆ 従来の意匠審査は出願から一次審査結果の通知まで平均約6ヶ月であるところ、当制度の活用により、早期審査の申請から約3ヶ月以内での一次審査結果通知を実現見込みです。

投資家からの資金調達に意匠権を活用するスタートアップの例

WHILL株式会社

「すべての人の移動を楽しくスマートにする」をミッションとして、パーソナルモビリティの開発・販売を行うスタートアップ。2014年に初号機WHILL Model Aを、2017年に2号機WHILL Model Cを発売し、現在、日本、北米、欧州で事業を展開。

世界的なデザイン賞であるRed Dot Design Award、グッドデザイン賞、iF Design Award、CES 2018でBest of Innovation Awardなど国内外の賞も多く受賞。

意匠権を模倣品対策と、投資家へのオリジナリティーのアピールに活用し、資金を調達。



出典：特許庁「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」

スタートアップ支援②

料金減額

- ◆ スタートアップは料金が**1/3!**
※企業規模等の要件あり
- ◆ 手続きを簡素化。

【審査請求料・特許料の一例】



- ※ 出願審査手数料／特許料は平均的な請求項数である8として計算
- ※ 特許料は第1年分から第10年分として計算
- ※ 2019年4月1日以降に審査請求をした場合は新減免制度が適用

情報提供

- ◆ 知財ポータルサイト「**IP BASE**」において、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信。
- ◆ 「IP BASE」主催セミナーの開催やSNSを通して、スタートアップコミュニティに知財の重要性を発信。



スタートアップに対するプッシュ型支援「PASS※」

※PASS: “Push-type Assistance Service for Startups” の略称

これまでの課題

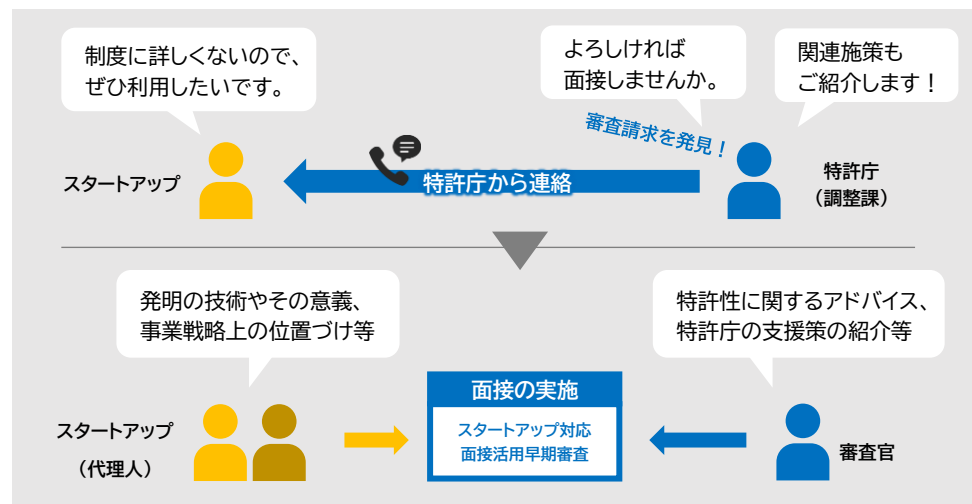
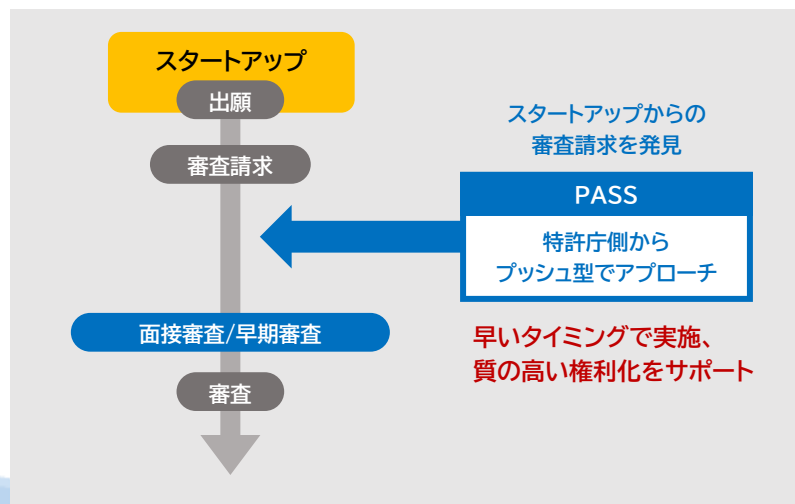
面接審査、スーパー早期審査等の支援策について、**出願人の申請がないと実施していません**でした。



制度利用の経験がない又は少ないスタートアップは十分に活用できず、結果として事業に対応した使いやすい権利を取得できない、迅速な権利化ができない等の場合があります。

令和6年度から、スタートアップに対するプッシュ型支援(PASS)を実施

- ◆ 特に支援すべき対象であるスタートアップに対して、**特許庁側からプッシュ型でアプローチ**。
スタートアップ対応面接活用早期審査(面接の実施、早期審査での対応)等を紹介し、活用を促進します。
- ◆ 面接を行う場合、関心に応じてスタートアップ支援策や特許庁の施策を紹介します。



参考URL

- ◆ 特許庁 スタートアップ向け情報
<https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html>
- ◆ 特許庁 特許出願技術動向調査
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>
- ◆ J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- ◆ 「医療機器開発における知財対策ガイドブック ～中小・ベンチャー企業と医療機関のwin-winの医工連携に向けて～」, 2020年, 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
https://www.med-device.jp/pdf/repository/amed-ip-guidebook_202003.pdf
- ◆ 「事例から学ぶ医工連携の知的財産」, 2019年, 経済産業省関東経済産業局
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/iryokiki/data/20190410_chizai_katsuyou_sasshi.pdf
- ◆ 「知的財産活用マニュアル 経営戦略に知的財産を取り入れよう」, 2011年, 近畿経済産業局
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2604/chizaikenmanyuaru.pdf>

ご清聴ありがとうございました

